

募集要項を熟読し、必要書類を全て揃えて提出すること。
書類不備・不足がある場合は、受付出来ません。

人づくり一本木基金 奨学援助事業
令和9年度 奨学生 募集要項

□ 趣旨

この事業は、工芸美術及びものづくり等の分野において、将来の活躍が期待される道内在住又は道内出身者を対象に、心身ともに健全で、学業に精励し修学の見込みはあるが、経済的理由などにより修学が困難な者に奨学金を支給し、その修学を援助することを目的とします。

□ 対象者

工芸美術及びものづくり等の分野で修学する道内在住又は道内出身者

「工芸美術及びものづくり等の分野」の例示	
○ 道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能	地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、建築 等
○ 道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能	楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 等
○ 消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能	修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 等
○ 各業種を支える、ものづくりや技能	技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） 等

□ 応募資格

上記対象者のうち、次の学校教育法及び他の法令等に規定する（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ（４）及び（５）の基準を満たす者とします。

（１）短期大学、大学及び大学院に入学（予定）、又は在学する者

（２）専修学校（専門課程）に入学（予定）、又は在学する者

（３）職業能力開発大学校、高等技術専門学院等の公共職業能力開発施設に入学（予定）又は在学する者

（４）学業基準

- ・ 新入学生：出願時までの高等学校での成績を基準とし、評定平均値が５段階評価で３.０以上の者
- ・ 在 学 生：前年度までの標準修得単位を修得済みであり、かつ前年度までの通算GPA値が２.８以上の者（在学生在で１年次生は、高等学校での評定平均値とします。）

（５）経済的基準

日本学生支援機構第一種奨学金基準を目安とし、準用します。

□ 給付期間

在学する大学等の正規の最短修学年限とします。ただし、専門・応用課程等に区切られている場合は通算年限、在学生の場合は卒業までの最短就学年限とします。

□ 給付額（返済の必要のない給付型の奨学金です。）

- （１）普通奨学金：年額250,000円（年2回、5月と10月に分けて支給します。）
- （２）入学奨学金： 150,000円（新入学生のみ支給します。）

□ 応募方法

財団ホームページ（https://haf.jp/ippongi/fund_student.html）から、「別記様式1」と「別記様式2」をダウンロードのうえ、その他の提出書類とともにお送りください。

※様式がダウンロードできない場合、ご連絡ください。

（１）提出書類

- ・ 奨学生願書〔別記様式1〕
- ・ 在籍校における学校長名の推薦書又は担当教員や師事者等からの推薦書〔別記様式2〕
- ・ 自己PR文（A4縦型、横書き、1,200字程度、氏名を記載）
記載内容の例：「応募の動機」、「将来の夢、目標」等
- ・ 課題作文（A4縦型、横書き、800字程度、氏名を記載）
作文テーマ：「ものづくりに思うこと」
- ・ 在籍校又は出身校における成績を証明する書類（評定平均値又は通算GPA値が確認出来るもの）
- ・ 生計維持者の収入、所得状況を把握できる書類
（直近の源泉徴収票、確定申告書、各種年金通知書、市区町村長が発行する所得証明書の写し 等）
- ・ 住民票（本人分のみ。本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの。個人番号の記載は不要）
- ・ 新入学生の場合は、入学希望校からの合格通知の写し（提出時までに受け取っている場合）

推薦書（様式2）の記載について
指導教員の決まっていない学生は課程長に、決まっている学生は指導教員に
直接依頼すること（学校名、所在地、学長名は空白にしておくこと）。

- （２）提出期限 **学内提出期限：令和8年11月13日（金） 17:00 学生支援・社会連携課 経済支援係**
令和8年12月4日（金曜日） ※当日消印有効

（３）提出先

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 担当 宛
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F
※ 持参又はメールによる提出は受け付けていません。

記入された推薦書を含む応募書類一式
（推薦書以外はコピー）を学生支援・社会連携課
経済支援係に学内期限までに提出すること。
直接応募ですが、推薦書に学長印が必要である
ため、いったん学内で申請書類を提出していただき
ます。確認後、推薦書に学長印を押印して返却
するので、学生自身が直接 財団に応募書類を
提出してください。

□ 応募時の留意事項

- （１）他の奨学金制度との併用は可能とします。
- （２）提出書類は返却しません。
- （３）内容確認のため、担当者から連絡することがありますので、必ず提出書類の写しを保管してください。

□ 選考方法

財団内に設けた運営委員会において、提出された書類により選考します。
（合格者に対し、必要に応じて面接選考を行う場合があります。）

□ 選考結果等の通知

(1) 内定通知（又は不採用通知）

令和9年2月上旬にメールで通知します。

(2) 採用通知

令和9年3月下旬にメールで通知します。

□ 各通知後の提出書類

(1) 新入学生の場合

- ・ 内定通知後：入学希望校からの合格通知の写し（出願時に提出済みの場合は不要）
※ 入学希望校に合格しなかった場合、内定は取消となります。
- ・ 採用通知後：入学した学校の在学証明書及び誓約書（誓約書の様式は財団から送付します。）

(2) 在学学生の場合

- ・ 採用通知後：進級後の在学学校の在学証明書及び誓約書（誓約書の様式は財団から送付します。）
※ 進級できなかった場合、採用は取消となります。

□ 採用後の留意事項

- (1) 財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等に参加を求める場合があります（必要な交通費は支給します）。
- (2) 修学に関する報告を求める場合があります。
- (3) 採用者数、在籍校、専攻は財団ホームページ等において公表します。
- (4) 個人情報については、財団情報公開要綱に基づき適切に取扱います。
- (5) その他、事業の詳細等は、奨学金支給要綱及び同取扱要領を参照してください。

○お問い合わせ

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 担当 服部、市川、廣山
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F
TEL：011-272-0501
ホームページ：https://haf.jp/ippongi/fund_student.html
メールアドレス：ippongi@haf.jp

【学内問合せ先】 京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係
075-724-7143（平日8:30 - 17:00） shogaku@jim.kit.ac.jp

（参考）日本学生支援機構第一種奨学金家計基準の目安

日本学生支援機構奨学金の家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は、年間の収入・所得の上限の目安です。金額はあくまで目安ですが、参考にしてください。

参照：日本学生支援機構ホームページ「大学等で受ける第一種奨学金の家計基準（在学採用）」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

（●）が給与所得者の世帯

世帯人数	想定する世帯構成	年間の給与収入額（単位：万円）
2人	あなた、親A（ひとり親）（●）	777
3人	あなた、親A（●）、親B（無収入）	732
4人	あなた、親A（●）、親B（●）、 高校生	880
5人	あなた、親A（●）、親B（●）、 高校生、中学生	972

（●）が給与所得者以外の世帯

世帯人数	想定する世帯構成	年間の所得金額（単位：万円）
2人	あなた、親A（ひとり親）（●）	559
3人	あなた、親A（●）、親B（無収入）	550
4人	あなた、親A（●）、親B（●）、 高校生	613
5人	あなた、親A（●）、親B（●）、 高校生、中学生	678